

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第6号

香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、平成30年4月1日とする。

- (1) 香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）
- (2) 香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）
- (3) 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）
- (4) 香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号）
- (5) 香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号）
- (6) 香川県広域水道企業団水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第26号）